



熊本県公報

号外 第 11 号

平成 29 年 3 月 24 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 登 載 依 頼**
- 熊本県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則… (警察本部総務課) 1
- 熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則…………… (") 2
- 地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を改正する規則
…………… (警察本部交通企画課) 2
- 熊本県八代警察署氷川幹部交番、熊本県警察本部刑事部機動捜査
隊氷川分駐隊及び熊本県警察本部交通部交通機動隊氷川分駐隊が
所在する施設の名称…………… (警察本部警務課) 2
- 熊本県警察本部交通部運転免許課及び熊本県警察本部交通部運転
免許試験課が所在する施設の名称…………… (警察本部運転免許課) 3
- 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 3
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部
を改正する規則…………… (") 3
- 熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 3
- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正す
る規則…………… (") 4
- 熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 4
- 熊本県職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 4
- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 5
- 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規
則…………… (") 5
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程…………… (") 7
- 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 10

告 示

熊本県告示第 275 号の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 3 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市大迫字外平 1 2 2 4 番 1 地先から 水俣市大迫字舛斗 9 7 4 番 1 地先まで	710.0	広域連携 改築

2 供用を開始する期日 平成 29 年 3 月 24 日

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第 7 号

熊本県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 24 日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

熊本県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県警察署協議会に関する規則（平成13年熊本県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手続き」を「手続」に改める。
 別表玉名警察署協議会の項中「8人」を「7人」に改め、同表荒尾警察署協議会の項中「7人」を「6人」に改め、同表菊池警察署協議会の項中「6人」を「5人」に改め、同表大津警察署協議会の項中「8人」を「9人」に改め、同表宇城警察署協議会の項中「9人」を「8人」に改め、同表八代警察署協議会の項中「8人」を「10人」に改め、同表氷川警察署協議会の項を削り、同表天草警察署協議会の項中「7人」を「6人」に改める。

附 則
 （施行期日）

- この規則中別表氷川警察署協議会の項を削る改正規定（以下「氷川警察署の改正規定」という。）は平成29年4月1日から、その他の改正規定は平成29年6月1日から施行する。
 （経過措置）
- 平成29年5月31日までの間は、氷川警察署の改正規定の施行の日における改正後の別表八代警察署協議会の項中「8人」とあるのは、「13人」とする。
- 氷川警察署の改正規定の施行の際現にこの規則による改正前の別表の氷川警察署協議会の委員である者は、氷川警察署の改正規定の施行の日、改正後の別表の八代警察署協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における改正前の別表の氷川警察署協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

熊本県公安委員会規則第8号

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成29年3月24日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則
 熊本県公安委員会公印規則（平成13年熊本県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「副署長」の次に「及び氷川幹部交番所長」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会規則第9号

地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成29年3月24日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を改正する規則
 地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成3年熊本県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

「

別表第1中	八代警察署管轄区域	18
	氷川警察署管轄区域	7

を 「 八代警察署管轄区域」

25 に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会告示第5号

熊本県八代警察署氷川幹部交番、熊本県警察本部刑事部機動捜査隊氷川分駐隊及び熊本県警察本部交通部交通機動隊氷川分駐隊が所在する施設の名称を次のように定め、平成29年4月1日から施行する。
 平成29年3月24日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

熊本県八代警察署氷川幹部交番、熊本県警察本部刑事部機動捜査隊氷川分駐隊及び熊本県警察本部交通部交通機動隊氷川分駐隊が所在する施設の名称は、熊本県警察氷川機動センターとする。

熊本県公安委員会告示第6号

熊本県警察本部交通部運転免許課及び熊本県警察本部交通部運転免許試験課が所在する施設の名称を次のように定め、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月24日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

熊本県警察本部交通部運転免許課及び熊本県警察本部交通部運転免許試験課が所在する施設の名称は、熊本県運転免許センターとする。

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第2号

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料等の支給に関する規則（昭和26年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「及び」を「並びに」に改め、「第15条第3項」の次に「及び第15条の2第3項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「及び復職等の日」を「、同日」に、「そのいずれかの日」を「その次の昇給日」に改める。

別表第9中

「	大学院修学休業の期間	を
」		
「	大学院修学休業の期間	に改め、
勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の期間	」	
「	勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の期間	2分の1以下
」		を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第9の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給与簿に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第15条第3項」の次に「及び第15条の2第3項」を加え、「第3条第1項及び」を「第3条第1項並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第5号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
第6条の6第1号中「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項の県費負担教職員（次号において「指定都市の県費負担教職員」という。））にあつては、当該指定都市の人事委員会）」を削り、同条第2号中「（指定都市の県費負担教職員にあつては、当該指定都市の長）」を削る。
第11条第2項第12号中「第7号」を「第8号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。
(10) 勤務時間条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

附 則
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の6の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第6号

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の住居手当に関する規則（昭和49年熊本県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。
第10条の次に次の1号を加える。
（平成29年改正条例附則第2項から第7項までの規定が適用される間の読替え）
第11条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第2号中「一般職員給与条例第9条第1項又は県立学校給与条例第10条第1項」とあるのは、「熊本県一般職員の給与に関する条例等（平成29年熊本県条例第5号）附則第2項から第7項までの規定により読み替えられた一般職員給与条例第9条第1項又は県立学校給与条例第10条第1項」とする。

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第7号

熊本県職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の扶養手当に関する規則（平成2年熊本県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
第1条の次に次の1号を加える。
（行政職給料表の9級の職員に相当する職員）
第1条の2 一般職員給与条例第8条第1項又は県立学校給与条例第9条第1項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。
第2条の次に次の1号を加える。
（行政職給料表の8級の職員に相当する職員）
第2条の2 一般職員給与条例第8条第3項又は県立学校給与条例第9条第3項の人事委員会規則で定める職員は、公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものとする。

附 則
附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則の次に次の1項を加える。
（平成29年改正条例附則第2項から第7項までの規定が適用される間の読替え）
2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第3条中「一般職員給与条例第9条第1項又は県立学校給与条例第10条第1項」とあるのは、「熊本県一般職員の給与に関する条例等（平成29年熊本県条例第5号）附則第2項から第7項までの規定により読み替えられた一般職員給与条例第9条第1項

又は県立学校給与条例第10条第1項」とする。
附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第8号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県へき地手当等に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。
第9条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。
別表第3小学校の部天草市の項中「深海小学校」を削り、「久玉小学校」を「牛深東小学校」に改め、同部高森町の項及び同表中学校の部高森町の項を削り、同表共同調理場の部高森町の項中「高森東中学校給食共同調理場」を「高森東学園義務教育学校給食共同調理場」に改め、同表中学校の部の次に次のように加える。

義務教育学校	高森町	高森東学園義務教育学校	3級
--------	-----	-------------	----

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第9号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第8条の2第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「公務の正常な運営を妨げない」を「公務の正常な運営を妨げない支障が生じない」に改め、同項を同条第4項とし、同条中の「第2項を第3項とし、同条第1項中「第8条の2第1項の」の次に「当該子を養育する」という。）を含まれるものと加え、同項第2号中「子」を「子（勤務時間条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者」という。）を含む。第14条第1項第2号を除き、以下同じ。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。
第2項 勤務時間条例第8条の2第1項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4項に規定する養子縁組里親として当該児童を委託している当該児童とする。同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親の委託が当該児童としない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。
第8条の3第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項（児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合）に次ぎの1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第8条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の3第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同条第4項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ勤務時間条例第8条の2第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合
第8条の6中「（第8条の2第1項の次に「及び第2項」を加え、「第8条の3第1項第4号」を「第8条の3第1項第3号」から第5号まで並びに前条第1項第3号から第5号まで」に、「第8条の2第1項及び第3項」を「第8条の2第1項から第3項まで」に

